

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

(目的)

第1条 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学（以下「本学」という。）は次の目的を達成するために、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター（以下「センター」という。）を設置する。

- (1) 本学の教育の継続的な充実と発展を目的として、全学的な教育施策の企画・開発及び教育活動の改善を行うこと。
- (2) 本学の各学問分野の研究活動を高めるとともに、社会や地域への貢献をはかることを目的として、全学的な学術研究推進業務を統括すること。

(事業)

第2条 センターは、第1条第1号の目的を達成するため、次の事業に関する企画と提案を行う。

- (1) 教育内容に関すること。
- (2) 教育方法に関すること。
- (3) 教育システムに関すること。
- (4) 教育評価に関すること。
- (5) 教育施設並びに設備に関すること。
- (6) その他、教育の改善並びに推進に関すること。

2 センターは、第1条第2号の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 個人研究費、研究助成及び研究設備整備費に関すること。
- (2) 外部資金導入及びその支援に関すること。
- (3) 教員の研究業績管理に関すること。
- (4) 知的財産権の取得支援及び管理に関すること。
- (5) 研究倫理に関すること。
- (6) 「人を対象とする研究」倫理に関すること。
- (7) 法人内における研究の連携並びに産官学連携の推進に関すること。
- (8) 学術研究報告の刊行・研究発表会等、学術成果の公表による社会への還元に関すること。
- (9) 研究所を設置し、研究活動を推進すること。
- (10) その他必要と認められる事業

(委員会)

第3条 学長は、第2条に規定する事業を推進するために、点検・評価委員会、教務委員会、教職課程委員会、学生募集・入学試験委員会、附属図書館運営委員会、社会貢献委員会、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会、動物実験委員会、学術研究報告編集委員会、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（構成員）

第4条 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 全学部長、全学科長、研究科長
- (2) 教学部部长、総務部部长、入試広報部部长
- (3) 教務課から選出された職員 1人
- (4) その他学長が必要と認めた者

（センター長等、センター会議の招集及び議長）

第5条 センターにセンター長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 3 センター長に事故等あるときは、あらかじめセンター長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 センター会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 センター会議の会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 センター長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（構成員以外の者の出席）

第7条 センター長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 センターに関する庶務は、教務課が行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (1)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (2)

1 この規程は、平成27年2月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「東海学院大学教育開発センター専門委員会規則」「東海学院大学教育開発支援機構規則」は、廃止する。

附 則 (3)

1 この規程は、平成28年5月18日から施行する。

附 則 (4)

1 この規程は、平成29年5月17日から施行する。